

15 江 総 総 802 号
平成 15 年 10 月 15 日
改正 7 江 総 総 第 2812 号
令 和 8 年 4 月 1 日

江東区長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、区行政の円滑な運営に資するため、区と関係機関等との協議、懇談及び儀礼に対する交際費の支出基準を定めることにより、もって適正な事務執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 交際費とは、区長が関係機関等との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(支出の相手方)

第3条 交際費の支出の相手方は、区政運営上、直接かつ密接な関係にある区内関係機関、区政関係団体、区政協力者並びに行政委員会及び附属機関等の委員(以下「関係機関等」という。)とする。

(支出項目等)

第4条 交際費の支出項目は、会費、慶弔、接遇、見舞い、賛助、その他の6項目とし、当該支出項目における内容及び限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会費 関係機関等が開催する懇談等を目的とする会合で、区政運営上深く係わりのあるものに係る参加費として支出するものとし、その限度額は、3万円とする。
- (2) 慶弔 関係機関等の慶祝、弔慰、祝花・供花等の費目に対し支出するものとし、その限度額は、費目ごとに3万円とする。
- (3) 接遇 関係機関等との折衝・接遇に要する経費に対し支出するものとし、その限度額は、社会通念上妥当な額の範囲内とする。
- (4) 見舞い 関係機関等の病気、災害、事故等に対し支出するものとし、その限度額は、社会通念上妥当な額の範囲内とする。
- (5) 賛助 関係機関等の活動に対し支援するものとし、その限度額は、社会通念上妥当な額の範囲内とする。
- (6) その他 区長が特別の理由があると認める場合に支出するものとし、その限度額は、社会通念上妥当な額の範囲内とする。

(支出基準等)

第5条 交際費の支出基準額等については、別表第1のとおりとする。なお、慶弔の対象者は、関係機関等及びその配偶者、父母等とする。

(支出限度額の調整)

第6条 前2条の規定にかかわらず、交際費の支出限度額及び支出基準等については、
区長が地域の慣習等特別な理由があると認める場合に限り、調整できるものとする。

(基準の見直し)

第7条 この基準は、常に区民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に
応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第8条 この基準に規定するもののほか、この規準の施行に関し必要な事項は、別に総
務部長が定める。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

支出基準等

支出項目		支出基準額等	
会費	会費の額が定められている場合		会費の額
	会費の額が定められていない場合	ホテル、結婚式場、飲食店等に類する施設	10,000 円
		文化センター、区民館等に類する施設	5,000 円
		町会会館等に類する施設	3,000 円
慶弔	慶祝	会費の額が定められている場合	
		会費の額が定められていない場合	
		ホテル、結婚式場、飲食店等に類する施設	10,000 円
		文化センター、区民館等に類する施設	5,000 円
	町会会館等に類する施設	3,000 円	
弔慰	香典	10,000 円	
祝花・供花等	実費額		
接遇	社会通念上妥当な範囲内の額		
見舞い			
賛助			
その他			